

大野市市有財産売却

公募型プロポーザル募集要項

(旧上庄中学校・旧六呂師小学校等)

令和8年6月

大野市行政経営部財政経営課

公共施設再編推進室

目次

1. はじめに	
(1) 公募の趣旨	1
(2) 募集要項の位置づけ	1
2. 公募型プロポーザルの概要	
(1) 対象物件の概要	2
(2) 最低売却価格	6
(3) 選定方法	6
(4) 主なスケジュール	6
3. 応募者の条件と応募に当たっての留意事項	
(1) 応募者の条件	7
(2) 応募に当たっての留意事項	7
4. 募集の手順等	
(1) 募集要項の公表	1 1
(2) 資料の提供の申請	1 1
(3) 現地見学会の実施	1 1
(4) 質問書の受付	1 1
(5) 質問書への回答	1 2
(6) 応募登録申請の受付	1 2
(7) 応募図書の受付	1 2
(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	1 3
(9) 優先交渉権者の決定	1 3
(10) 辞退届の提出	1 3
(11) 不動産売買契約（仮契約）の締結	1 3
(12) 不動産売買契約（本契約）の締結	1 4
5. 応募図書	1 5

6. 応募図書の審査	
(1) 審査体制	16
(2) 審査方法	16
(3) 審査項目と配点	16
(4) 採点基準	17
(5) 不適格事項	17

7. 問い合わせ先（事務局）	17
----------------	----

（付属様式）

様式1：資料提供申請書	18
様式2：質問書	19
様式3：応募登録申請書（裏面：応募登録申請に係る構成員調書）	20
様式4：応募申込書兼誓約書	22
様式5：共同応募申込書兼誓約書	23
様式6：類似事業実績書	24
様式7：計画概要書	25
様式8：買受希望価格調書（裏面：封筒記載例）	26
様式9：辞退届	28

1. はじめに

(1) 公募の趣旨

大野市（以下「本市」という。）では、第六次大野市総合計画後期基本計画（令和8年1月策定）において、市が保有する公共施設について、複合化や集約化による施設の適正配置を推進するとともに、民間による活用が可能な施設は売却や貸付などを進め、有効活用が困難な施設や老朽化により安全性が確保できない施設は除却を進め、施設総量の縮減を図ることとしています。

また、大野市公共施設等総合管理計画～大野市公共施設再編計画編～（令和8年2月改訂）においては、施設の建物状況や利用状況、維持管理コストなどを再評価したうえで、業務遂行上や政策的な観点から施設の必要性などについて検討を加え、現状維持や機能廃止、譲渡などの各施設の方向性を示しています。

これらを踏まえ、市が保有する公共施設及び土地（以下「市有財産」という。）について、民間事業者の創意工夫やノウハウにより、地域の活性化及び持続可能なまちづくりに資する利活用の提案を広く募るため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により参加事業者を募集するものです。

(2) 募集要項の位置づけ

この募集要項（以下「本要項」という。）は、本要項「2. (1) 対象物件の概要」に示す市有財産の利活用を行う事業者の選定に当たり、必要な事項を定めたものです。

応募希望者は、本要項の内容を十分に確認の上、応募に必要な書類を提出してください。

2. 公募型プロポーザルの概要

(1) 対象物件の概要

物件No. 1	旧上庄中学校		
所在地	大野市稲郷第74号25番地		
建 物			
校舎 【建築年度】 昭和61年度	【構造】 鉄筋コンクリート造スレート葺2階建 【面積】 1階1,734.03㎡ 2階1,146.27㎡ 階段室 18.45㎡ 計 2,898.75㎡ 【耐震基準】 新耐震基準 【付属工作物】 自転車置場2か所		
体育館 【建築年度】 昭和62年度	【耐震基準】 新耐震基準 【構造】 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨）亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 【面積】 1,220.32㎡		
クラブハウス 【建築年度】 昭和62年度	【構造】 木造カラー鉄板葺平屋建 【面積】 77.76㎡ 【耐震基準】 新耐震基準		
ポンプ小屋 【建築年度】 昭和48年度	【構造】 コンクリートブロック造陸屋根平屋建 【面積】 6.00㎡ 【耐震基準】 不明		
土 地			
面積	42,267㎡（全48筆） ※敷地内には法定外公共物が含まれており、当該部分は売却の対象外です。当該法定外公共物の位置については、本要項「2. (1) イ 位置詳細図」を参照してください。その取扱いについては、本要項「3. (2) エ (イ) 容認事項」の定めによるものとします。		
所有者	大野市		
接面道路	東側 市道 上庄中前線（幅員約5m） 南側 市道 上庄中木本線（幅員約6m） 北側 農道		
土壌汚染の有無	調査未実施のため、不明		
都市計画関連	用途地域	都市計画区域外	
	容積率	—	建ぺい率 —
	防火地域	指定なし	
	その他の制限	・ 景観計画区域 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地	

その他

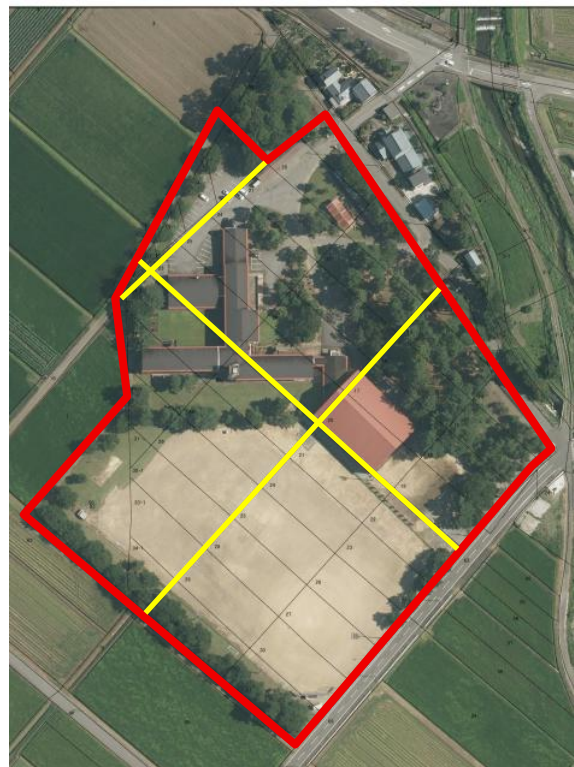
供給処理施設	上水道	引き込み不可（水源：深井戸有り）
	下水道	農業集落排水
残置物等	<p>引き渡し時点における現況有姿で引き渡すものとします。</p> <p>敷地内及び校舎等の内部には、家具、什器、備品、黒板、空調機器、照明器具その他の動産類が残置されています。</p> <p>グラウンドのナイター設備は、水銀灯が取り外されており点灯しません。通電の可否についても未確認です。</p> <p>校門付近に設置されている防災行政無線設備（電柱1本）は、売却対象外です。</p> <p>上記に記載の残置物、既存設備及び売却対象外設備の取扱いについては、本要項「3. (2) エ (㌿) 容認事項」の定めによるものとします。</p>	

ア 位置図



出典：国土地理院

イ 位置詳細図



= 売却対象範囲
 = 法定外公共物

物件No. 2	旧六呂師小学校・旧六呂師保育園（以下「旧六呂師小学校等」という。）		
所在地	大野市南六呂師第169号124番地3		
建 物			
旧六呂師小学校			
校舎 【建築年度】 昭和63年度	【構造】鉄筋コンクリート造陸屋根2階建 【面積】1階823.24㎡ 2階381.47㎡ 合計1,204.71㎡ 【耐震基準】新耐震基準		
体育館 【建築年度】 昭和63年度	【構造】鉄筋コンクリート造陸屋根亜鉛メッキ鋼板葺平屋建 【面積】691.13㎡ 【耐震基準】新耐震基準		
ポンプ小屋 【建築年度】 昭和63年度	【構造】コンクリートブロック造陸屋根平屋建 【面積】22.93㎡ 【耐震基準】不明		
旧六呂師保育園 【建築年度】 昭和63年度	【耐震基準】新耐震基準 【構造】木造瓦葺平屋建 【面積】216.62㎡		
土 地			
面積	16,486㎡（全9筆） ※敷地内には国有地が含まれており、当該部分は売却の対象外です。国有地の位置については、本要項「2. (1) エ 位置詳細図」を参照してください。その取扱いについては、本要項「3. (2) エ (ク) 容認事項」の定めによるものとします。		
所有者	大野市		
接面道路	東側 市道 南六呂師円山公園線（幅員約10m）		
土壌汚染の有無	調査未実施のため、不明		
都市計画関連	用途地域	都市計画区域外	
	容積率	—	建ぺい率 —
	防火地域	指定なし	
	その他の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園区域 ・景観計画区域 ・特定盛土等規制区域 	
供給処理施設	上水道	引き込み不可（専用井戸の新規設置を要する）	
	下水道	農業集落排水	

その他


残置物等	引き渡し時点における現況有姿で引き渡すものとします。 敷地内及び校舎等の内部には、家具、什器、備品、黒板、空調機器、照明器具その他の動産類が残置されています。 上記に記載の残置物、既存設備及び売却対象外設備の取扱いについては、本要項「3. (2) エ (ク) 容認事項」の定めによるものとします。
備考	本物件への出入りに「市道 南六呂師円山公園線」を利用する場合は、市有地（南六呂師 41 字 1）を経由することになりますが、当該土地は公衆用道路と同様に通行可能です。

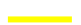
ウ 位置図




エ 位置詳細図



 = 売払い対象範囲

 = 国有地
南六呂師 169 字 236 番
(売払い対象外)

 = 市有地
(南六呂師 41 字 1)

(2) 最低売却価格（土地・建物一括価格）

物件No.	物件名	最低売却価格
1	旧上庄中学校	63,900,000円
2	旧六呂師小学校等	16,700,000円

(3) 選定方法

本要項「4. (9) 優先交渉権者の決定」を参照してください。

(4) 主なスケジュール

内容	時期（予定を含む）
募集要項の公表	令和8年6月29日（月） ※本市ホームページにて公表
現地見学会の実施	令和8年7月10日（金）から 7月22日（水）まで ※土日祝日を除く午前9時～午後5時 ※日程調整の上、随時実施
質問書の提出期限	令和8年7月22日（水）※午後5時まで
質問書への回答	令和8年8月3日（月）までに本市ホームページにて公表
応募登録申請の受付期間	令和8年8月31日（月）から 9月7日（月）まで ※土日を除く午前9時～午後5時
応募図書の受付期間	令和8年9月29日（火）から 10月2日（金）まで ※午前9時～午後5時
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年10月中旬（予定）
優先交渉権者の決定・通知	令和8年10月下旬（予定） ※決定通知書発送後、本市ホームページにて公表
不動産売買契約（仮契約締結）	令和8年10月下旬（予定）
不動産売買契約（本契約締結）	令和8年12月定例会での議決後（予定）
事業計画書の提出期限	令和9年1月下旬（予定）
売買代金の完納・所有権の移転 物件の引き渡し	令和9年2月上旬（予定）

3. 応募者の条件と応募に当たっての留意事項

(1) 応募者の条件

ア 応募者の構成等

- ・ 事業実施に必要な実績、資力、信用等を有する日本の法律に基づく法人とします。
- ・ 複数の法人が共同で応募することも可能です。この場合は、あらかじめ代表者を定めてください。
- ・ 応募図書提出後は、共同応募者の変更及び追加は認めません。
- ・ 同一法人（共同応募を含む）による重複応募はできません。

イ 応募者（共同応募者を含む）の資格要件

- ・ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- ・ 更生手続、再生手続、破産手続開始の申立てがなされていない者
- ・ 暴力団や公の秩序を害する団体の利益となる活動を行っていない者
- ・ 公租公課を滞納していない者
- ・ 指名停止措置を受けていない者

ウ 資格要件確認基準日

- ・ 応募資格の確認基準日は応募図書の提出日とし、契約締結までに資格を欠いた場合は、失格又は仮契約の解除となります。なお、仮契約解除により応募者に損害が生じても、本市はその責任を負いません。

(2) 応募に当たっての留意事項

ア 共通事項

- ・ 応募図書提出後の差し替え、追加等は認めないものとします。ただし、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ・ 応募図書の内容は、本市の承認なく変更できないものとします。
- ・ 応募図書は返却しません。また、公開することがあります。
- ・ 引き渡し後も本市関係者が本物件に立入調査、報告要求を行うことがあります。

イ 利用用途の制限に関すること

以下の用途には利用できないものとします。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、その他これらに類する用途
- ・ 貸金業法に規定する営業所又は事務所を設置する用途
- ・ 暴力団の構成員などがその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途
- ・ 主として政治的活動又は宗教的活動を行うことを目的とする用途
- ・ 近隣住民等の生活環境を害する可能性がある活動を伴う用途

ウ 土地利用計画に関すること

- ・電波障害、騒音、風害及び日照阻害等の公害を防止するため、周辺環境に十分配慮するとともに、必要な措置については、事業者の責任において講じるものとします。
- ・敷地内に設置されている記念碑や記念樹その他学校の歴史や地域との関わりを有する構造物や自然要素等については、可能な限り原状のまま保存するよう努めるものとします。やむを得ず移設又は撤去等を行う場合は、事前に本市と協議するものとします。

エ 契約に関すること

(ア) 契約保証金の支払い

- ・優先交渉権者は、本市指定日までに、買受希望価格の10%相当の契約保証金を納付するものとします。（契約保証金には利息を付さない）

(イ) 所有権の移転及び不動産の引き渡し

- ・売買代金完納と同日に、現況有姿で所有権移転及び引き渡しを行う予定です。

(ロ) 不動産登記

- ・土地の所有権移転登記は、所有権移転完了後、本市が行うものとし、登記に要する経費のうち、登録免許税のみ事業者の負担とします。なお、建物の登記手続きは、必要に応じて事業者の責任と負担により行うものとします。

(ハ) 転売等の制限

- ・契約から引き渡しまで、及び引き渡し後10年間は、第三者への転売・賃貸・処分を禁止（本市承認時は除く）とします。違反の場合は、違約金・契約解除の対象になります。

(ニ) 事業計画書の提出等

- ・本市指定日までに提出し、承認を受ける必要があります。変更は提案内容との一貫性維持が必須となります。違反の場合は、違約金・契約解除の対象になります。

(ホ) 違約金

- ・転売等の制限や計画書提出義務を怠った場合、及び反社会的勢力の活動拠点として利用・転貸した場合は、売買代金の30パーセントに相当する額を支払うものとします。

(ヘ) 契約不適合責任

- ・本市は一切の契約不適合責任（追完・減額・解除・賠償等）を負わないものとします。ただし、本市の故意又は重過失による場合は、この限りではありません。

(コ) 容認事項

（共通事項）

- ・本物件は、残置物及び埋設物等一切を含め、現況有姿の状態引き渡されることを容認のうえ買い受けるものとします。
- ・敷地内及び建物内に残置されている家具、什器、備品、黒板、空調機器、照明器具

- その他の動産類については、売買契約の締結をもって本市はその所有権を放棄し、物件の引き渡しと同時に、これらの所有権を事業者が無償で譲渡するものとします。
- ・本市が土壌汚染、埋設物調査、地盤調査等を実施せずに引き渡すことについて、あらかじめ同意のうえ、本物件を買い受けるものとします。
 - ・現地に境界杭は設置されていません。必要に応じて、隣接地権者との調整も含め、事業者の責任と負担において境界確認や測量を行うものとします。
 - ・既存の電気設備（グラウンドのナイター設備を含む）については、通電の可否が未確認であることを了承のうえで買い受けるものとします。

(旧上庄中学校)

- ・校門付近に設置されている防災行政無線設備（電柱 1 本）は売却対象外とし、当該設備の設置用地については、本市と無償の土地使用契約を締結するものとします。また、引き渡し日から起算して 10 年を経過した後に、当該土地を第三者へ転売又は貸し付ける場合には、当該第三者に対しても同一条件を継承させるものとします。
- ・敷地内に含まれる法定外公共物については売却対象外とし、その取得については、事業者の責任と負担において関係機関と協議のうえ、必要な払下げ等の手続きを行うものとします。

(旧六呂師小学校)

- ・敷地内に含まれる国有地については売却対象外とし、その取得については、事業者の責任と負担において関係機関と協議のうえ、必要な払下げ等の手続きを行うものとします。

オ 契約の解除

- ・本契約締結後から本物件の引き渡しを受けるまでの間、及び引き渡し後 10 年間は、次の項目に該当する場合は、契約を解除することがあります。
 - (ア) 応募資格の偽りなど不正な行為で契約したとき
 - (イ) 更生手続、再生手続、破産手続開始の申立てがあったとき
 - (ウ) 合併や解散により、本市との協議によっても義務履行の見込みがないとき
 - (エ) 暴力団や公の秩序を害する団体、その関係者と認められるとき
 - (オ) 「転売等の制限」や「事業計画書の提出等」の義務に違反したとき
 - (カ) その他、契約を継続し難い重大な背信行為があったと本市が認めるとき
- ・契約解除により事業者に損害が生じても、本市はその責任を負わないものとします。

カ 返還金等

- ・本市が契約を解除した場合は、事業者が原状回復義務を履行した後、売買代金を返還するものとします。（返還金に利息は付さない）
- ・事業者が負担した費用及び有益費について、本市に補償を求めないものとします。
- ・次に掲げる金額の合計額を返還金から控除するものとし、控除額が返還金の額を上回

る場合は、その不足額を徴収するものとします。

(7) 違約金

(イ) 使用料相当額

(ウ) 損害賠償金

キ 原状回復

・本市が契約解除した場合は、指定期日までに次に掲げる事項を履行するものとします。

(7) 抵当権の抹消及びその他所有権の行使を妨げる事項の解消

(イ) 本市名義への移転登記承諾書の提出（費用はすべて事業者負担）

(ウ) 設置物の撤去及び引き渡し時の原状回復（本市不要承認時は現状返還可。残置物の権利は本市に帰属し金銭請求不可）。

・全部又は一部がすでに解体又は改変されている場合は、本市の求めに応じて事業者の責任と負担において全て解体・撤去のうえ返還するものとします。

ク 使用料等損害金

・契約解除時は、引き渡し日から解除通知日、及び解除通知翌日から返還完了日までの各期間に応じ、使用料相当の損害金を支払うものとします。

・損害金は、売買代金に年率7.4%を乗じた額とします。

ケ 損害賠償

・契約不履行により本市に損害を与えた場合は、違約金とは別に当該損害を賠償するものとします。

コ 近隣対策

・近隣住民への周知や説明は誠意をもって行うものとし、紛争等が生じた場合は、事業者の責任において解決するものとします。なお、本市からの要請があった場合は、近隣向け説明会等に同席し説明を行うものとします。

サ 各種負担金等の分担

・引き渡し日の前日までの負担分は本市とし、引き渡し日以降の負担分は事業者の負担とします。

4. 募集の手順等

(1) 募集要項の公表

公表日	令和8年6月29日（月）
-----	--------------

(2) 資料提供の申請

申請期限	令和8年8月28日（金）午後5時まで（必着）
申請方法	電子メール（zaisei@city.fukui-ono.lg.jp）にて、大野市行政経営部財政経営課公共施設再編推進室（以下「事務局」という。）へ申請してください。件名は「市有財産売却公募型プロポーザル資料提供申請書」としてください。電話やFAX、郵送、窓口持参等による申請不可。電子メール送信後は不着等の事故防止のため、事務局まで必ず電話連絡をしてください。
申請書類	資料提供申請書（様式1）
提供資料	敷地概測図兼建物配置図、建物間取り図、全部事項証明書の写し（土地）、公図の写し ※本プロポーザル以外に使用することは固く禁じます。
注意事項	・共同応募を予定している場合は、応募代表者が申請してください。

(3) 現地見学会の実施

日時	令和8年7月10日（金）～7月22日（水） ※ただし、土日祝除く午前9時～午後5時。日程は調整のうえ、随時実施
申込方法	法人の名称及び当日参加者の職名、氏名を明記のうえ、電子メール（zaisei@city.fukui-ono.lg.jp）により、7月21日（火）正午までに事務局へ申し込んでください。電子メール送信後は不着等の事故防止のため、事務局まで必ず電話連絡をしてください。
注意事項	申込が無かった場合は、現地見学会は実施しません。現地見学会に参加しなくても本プロポーザルに参加することは可能ですが、参加していれば容易に知り得た事項については、すべて了知しているものとみなします。

(4) 質問書の受付

受付期間	令和8年7月22日（水）午後5時まで（必着）
提出方法	電子メール（zaisei@city.fukui-ono.lg.jp）にて、事務局へ提出してください。電子メールの件名は「市有財産売却公募型プロポーザル質問書」としてください。電話やFAX、郵送、窓口持参等による提出不可。電子メール送信後は不着等の事故防止のため、事務局まで必ず電話連絡をしてください。
提出書類	質問書（様式2）※共同応募を予定している場合は、応募代表者が提出

(5) 質問書への回答

回答日	令和8年8月3日（月）
回答方法	質問及び回答を取りまとめたものを本市ホームページにて公表します。 ※質問への回答にあたり、質問者の法人名等は公表しません。
注意事項	・本市ホームページで公表する質問書への回答内容及びその他の修正等は、本要項の追加又は訂正事項として取り扱うものとします。 ・本プロポーザル実施上、必要と認められるものについてのみ回答します。

(6) 応募登録申請の受付

受付期間	令和8年8月31日（月）～9月7日（月）（必着） ※ただし、土日を除く午前9時から午後5時まで ※郵送の場合は、必ず書留郵便とし、受付期間最終日の午後5時までに必着
提出先	事務局（本庁2階）
提出方法	持参又は郵送により提出してください。 FAXや電子メールでの提出不可
提出書類	応募登録申請書（様式3） 応募代表者及び共同応募者の法人概要（パンフレット可） 登録者名は公表しません。
備考	・応募登録申請受付後、随時、登録通知書を発行します。応募登録を完了した法人のみ、応募図書を提出できるものとします。 ・応募登録申請が1件もないときは、本プロポーザルを中止し、その旨を本市ホームページにて公表します。 ・応募登録申請後、申請の内容に変更が生じたとき又は登録を辞退するときは、書面（任意様式）により、届け出てください。登録内容変更の申出期限は、応募図書受付開始日の前日（9月28日（月））の午後5時まで。

(7) 応募図書の受付

受付期間	令和8年9月29日（火）～10月2日（金）（必着） ※受付時間は、午前9時～午後5時まで
提出先	事務局（本庁2階）
提出方法	持参又は郵送（FAX、電子メール不可） ※郵送の場合は、必ず書留郵便とし、受付期間最終日の午後5時までに必着
提出書類	本要項「5. 応募図書」を参照してください。

(8) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

実施日時	令和8年10月中旬(予定)
実施場所	大野市庁舎(予定) ※詳細な日時等は、応募者に個別にお知らせします。
実施内容	応募図書の内容に関する非公開での説明 (プレゼンテーション20分程度、ヒアリングは15分程度を予定)
出席者	共同応募の場合は、各共同応募者から1人以上出席してください。応募者ではないコンサルタント業者等の出席も認めます。ただし、会場の都合により出席人数を制限する場合があります。
使用機材	プレゼンテーション用のパソコン(HDMI端子付き)は、各応募者が持参してください。プロジェクター、スクリーン、電源コンセント及びHDMIケーブルは、本市において用意します。

(9) 優先交渉権者の決定

決定通知日	令和8年10月下旬(予定)
選定方法	所定の審査を行い、最高点を得た1者を「優先交渉権者」に選定。同様に「次順位交渉権者」1者を選定。優先交渉権者が仮契約を締結できなくなった場合は、次順位交渉権者が優先交渉権者としての地位を得るものとします。
選定結果の通知	プレゼンテーション及びヒアリングの実施から1週間程度を目途に、すべての応募者に書面にて通知します(共同応募の場合は、代表者にのみ通知)。
選定結果等の公表等	選定結果は、本市ホームページにて公表する。提案内容については優先交渉権者の提案概要のみ公表する。審査内容及び選定結果に対する質疑や異議には一切応じません。

(10) 辞退届の提出

- ・優先交渉権者又は次順位交渉権者が辞退する場合は、辞退届(様式9)を提出してください。(共同応募の場合は、応募代表者が代表して提出)

提出先	事務局(本庁2階)
-----	-----------

(11) 不動産売買契約(仮契約)の締結

- ・優先交渉権者の決定通知後、本市は優先交渉権者と速やかに仮契約を締結します。仮契約の締結により、優先交渉権者は「事業予定者」となります。
- ・決定通知書の発送後、令和8年10月下旬(予定)の本市指定日までに優先交渉権者が契約保証金を納付しないとき又は仮契約を締結しないときは、当該優先交渉権者の優先交渉権は失効し、次順位交渉権者を優先交渉権者とします。

(12) 不動産売買契約（本契約）の締結

- ・ 仮契約は、市議会の議決をもって、本契約としての効力を生ずるものとします。本契約をもって、事業予定者は「事業者」となります。
- ・ 市議会の議決が得られなかった場合は、仮契約はその効力を生じないものとし、本契約を締結しないものとします。
- ・ この場合において、市議会の議決が得られなかったことを理由として、本市は、仮契約に基づく履行責任（損害賠償責任を含む）を負わないものとします。

5. 応募図書

応募に当たっては、次の応募図書を所定の様式等により、必要部数提出してください。

応募図書	必要部数	備考
1. 応募申込書兼誓約書 (様式4)	正1部	共同応募の場合は、応募代表者が提出
2. 共同応募申込書兼誓約書 (様式5)	正1部	単独応募の場合は、提出不要。応募代表者を除く共同応募者ごとに提出
3. 応募者に関する資料 (1) 印鑑証明書 (副提出不要)	正副1部	(証明書は発行3か月以内のもの) 共同応募の場合は、共同応募者毎に提出
(2) 履歴事項全部証明書		
(3) 直近1期分の納税証明書		
(4) 類似事業実績書 (様式6)		法人税・消費税及び地方消費税 都道府県民税及び法人市町村民税
4. 計画概要書 (様式7)	正1部 副7部	共同応募の場合は、応募代表者が提出
5. 買受希望価格調書 (様式8)	正1部	最低売却価格以上とし、円単位で記載 提出後の金額の訂正不可 封緘(糊付け・封印)のうえ、提出
6. 利活用計画書 (1) 利活用計画図	正1部 副7部	(契約内容の一部になります)
(2) 利活用提案書 ア. 基本的な考え方 イ. 事業内容に関する提案 ウ. 地域貢献に関する提案 エ. 実施体制に関する提案		
(3) 事業スケジュール(工程表)		
※利活用計画書は、表紙と目次を付けて(1)から(3)を1冊に製本 ※応募者が判別できる名称、ロゴマークなどは使用しない ※著作権、意匠権は応募者に帰属。ただし、市が使用・複写する場合有り ※著作権、意匠権の保護は応募者自らの責任で行うこと		

6. 応募図書の審査

(1) 審査体制

- ・有識者及び本市職員等で構成する審査委員会において、提出された応募図書について審査を行い、優先交渉権者及び次順位交渉権者の候補を選定します。
- ・審査委員会は、応募者の提案内容に営業上の秘密や独自のノウハウ等が含まれることが想定されることから、原則として非公開とします。なお、審査結果については、本市ホームページにて公表します。

(2) 審査方法

- ・応募図書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において審査します。
- ・採点は、次に示す審査項目及び配点並びに採点基準に基づき、項目ごとに行います。
- ・各項目の得点の合計点を各応募者の得点とし、最高得点を得た応募者を優先交渉権者の候補として、次点の応募者を次順位交渉権者の候補として選定します。なお、応募者が1者のみの場合であっても、審査は行うものとします。

(3) 審査項目と配点

合計100点

①利活用の提案内容に関する評価	60点
ア 事業内容に関すること (25点) ・本物件の立地特性や周辺環境等を踏まえ、地域の活性化及び持続可能なまちづくりに資する事業内容となっているか。	
イ 地域貢献に関すること (20点) ・事業内容の特性等に応じて、地域住民や地域産業との連携・協働が期待できる内容となっているか。 ・地元雇用の創出や地元人材の活用について、その考え方及び取組内容が示されているか。	
ウ 実施体制に関すること (15点) ・事業者の実績や組織体制等を踏まえ、長期的かつ安定的な事業運営が見込まれるか。 ・施設の維持管理、利用者の安全確保、環境への配慮等について、適切な実施方法が示されているか。	
②買受希望価格に関する評価	40点
・最低売却価格以上での提案を評価対象とする。	

(4) 採点基準

ア 審査項目① 利活用の提案内容に関する評価

	評価できる 点がない	やや劣って いる	普通	やや優れて いる	優れている	特に優れて いる
配点 15 点	0 点	3 点	6 点	9 点	12 点	15 点
配点 20 点	0 点	4 点	8 点	12 点	16 点	20 点
配点 25 点	0 点	5 点	10 点	15 点	20 点	25 点

イ 審査項目② 買受希望価格に関する評価

$$\text{点数} = 40 \text{点} \times \frac{\text{買受希望価格}}{\text{応募者のうち最も高い買受希望価格 (最高額)}}$$

※審査項目①はア～ウの項目ごとに総合評価・採点する。点数は、全委員の合計点を委員数で除した平均値とします。

※小数点第2位以下を切り捨て。同点の場合は、以下の方法で順位を決定

- ・ 審査項目②の得点が高い者を上位とする
- ・ 審査項目②も同点の場合は、委員会の合議により優先・次順位交渉権者の候補を選定

(5) 不適格事項

次のいずれかに該当する場合は、優先交渉権者の選定の前後を問わず失格とします。

1. 提出期限や提出先等、応募図書の提出が定められた方法に適合しない場合
2. 本要項「3. (2) イ 利用用途の制限に関する事」に違反する場合
3. 審査項目①の合計点が24点（4割）に満たない場合
4. 提出された買受希望価格が最低売却価格未満の場合
5. 提出された応募図書に虚偽の記載や重大な誤脱があった場合
6. 応募者が本プロポーザル手続について審査委員会委員との接触を試みた場合
7. 応募者による審査の公平性を害する行為や信義に反する行為があった場合

7. 問い合わせ先（事務局）

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

大野市行政経営部財政経営課 公共施設再編推進室【大野市役所2階23番窓口】

電話 0779-64-4845(公共施設再編推進室)

0779-64-4823(財政経営課)

FAX 0779-65-8371

Mail zaisei@city.fukui-ono.lg.jp

資料提供申請書

令和 年 月 日

大野市長 様

(申請者) 法人名

代表者

印

(連絡担当者) 所属部署

役職・氏名

電話番号

市有財産売却公募型プロポーザルへの提案参加を検討するにあたり、下記資料の提供を受けたいので申請します。

なお、当該資料の情報については、下記の目的においてのみ使用することを誓約します。

記

1. 提供資料(該当する項目の□にチェックをしてください)

- (1) 敷地概測図兼建物配置図
- (2) 建物間取り図
- (3) 全部事項証明書の写し(土地)、公図の写し

2. 提供目的

- (1) 旧上庄中学校売却 公募型プロポーザルへの提案参加を検討するため
- (2) 旧六呂師小学校等売却 公募型プロポーザルへの提案参加を検討するため

質 問 書

令和 年 月 日

大野市長 様

質問者名 (応募代表者)	(法人名)	
連絡担当者	(所属部署)	
	(役 職)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電 話)	(F A X)
	(E-mail)	

2. 対象物件 <input type="checkbox"/> 旧上庄中学校 <input type="checkbox"/> 旧六呂師小学校等 (いずれかの <input type="checkbox"/> にチェックをしてください)
<質問内容>

※質問内容を簡潔に記載してください。

応募登録申請書

令和 年 月 日

大野市長 様

市有財産売却公募型プロポーザルに参加したいので、別添資料を添えて登録を申請します。

買受希望物件	<input type="checkbox"/> 旧上庄中学校 <input type="checkbox"/> 旧六呂師小学校等
--------	---

応募者 (応募代表者)	(法人名)	
	(代表者)	印
	(所在地) 〒	

応募者 (応募代表者) の連絡担当者	(所属部署)	
	(役 職)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電 話)	(F A X)
	(E-mail)	

応募代表者を除く構成員数	者
--------------	---

(裏面「構成員調書」に続く)

応募登録申請に係る構成員調書

共同応募者	(法人名)
	(代表者)
	(所在地) 〒
	(電話)
共同応募者	(法人名)
	(代表者)
	(所在地) 〒
	(電話)
共同応募者	(法人名)
	(代表者)
	(所在地) 〒
	(電話)

※単独で応募される場合は、記入不要です。

応募申込書兼誓約書

令和 年 月 日

大野市長 様

市有財産売却公募型プロポーザル募集要項の内容や現地の状況をすべて把握したうえで申し込みます。

また、同募集要項に定める応募者の条件をすべて満たしていることを誓約します。

応募者 (応募代表者)	(法人名)	
	(代表者)	印
	(所在地) 〒	

※代表者印は、印鑑証明と同じ印を押印し、印鑑証明書（原本）も提出してください。

応募者 (応募代表者) の連絡担当者	(所属部署)	
	(役職)	(担当者名)
	(所在地) 〒	
	(電話)	(F A X)
	(E-mail)	

応募代表者を除く構成員数 ※（様式5）共同応募申込書兼誓約書の枚数	者
--------------------------------------	---

共同応募申込書兼誓約書

令和 年 月 日

大野市長 様

市有財産公募型プロポーザル募集要項の内容や現地の状況をすべて把握したうえで、下記応募代表者の共同応募者として申し込みます。

また、同募集要項に定める応募者の条件をすべて満たしていることを誓約します。

応募代表者名	(法 人 名)
--------	---------

共同応募者	(法 人 名)
	(代 表 者) 印
	(所 在 地) 〒

※代表者印は、印鑑証明と同じ印を押印し、印鑑証明書（原本）も提出してください。

共同応募者の 連絡担当者	(所属部署)	
	(役 職)	(担当者名)
	(所 在 地) 〒	
	(電 話)	(F A X)
	(E-mail)	

類似事業実績書

令和 年 月 日

大野市長 様

応募者名又は共同応募者名	(法人名)
--------------	-------

施設名	※複数開発の一部でも可		
所在地		供用開始年	
面積	・敷地面積、建築面積、延床面積を記載してください		
事業概要			
法人の役割	・土地所有、建物所有、コンサルタント、設計、施工、販売、管理業務等の役割を記載してください		
その他	・事業の特徴やアピールしたい内容を記載してください ※事業パンフレットの添付も可		

施設名			
所在地		供用開始年	
面積			
事業概要			
法人の役割			
その他			

※1 過去10年程度で主なもの2事業以内としてください。

※2 共同応募の場合は、応募代表者と共同応募者別に提出してください。

計画概要書

令和 年 月 日

大野市長 様

応募者 (応募代表者)	(法人名)
	(代表者) 印
	(所在地) 〒

※代表者印は、印鑑証明と同じ印を押印してください。

利用用途等	
供用開始予定	令和 年 月 日ごろ

買受希望価格調書

令和 年 月 日

大野市長 様

市有財産売却公募型プロポーザル募集要項の内容や現地の状況をすべて把握したうえで、下記のとおり買受希望価格を提出します。

記

応募者 (応募代表者)	(法人名)
	(代表者) 印
	(所在地) 〒

※代表者印は、印鑑証明と同じ印を押印してください。

買受希望価格

金額	¥	一億		百万			千					円

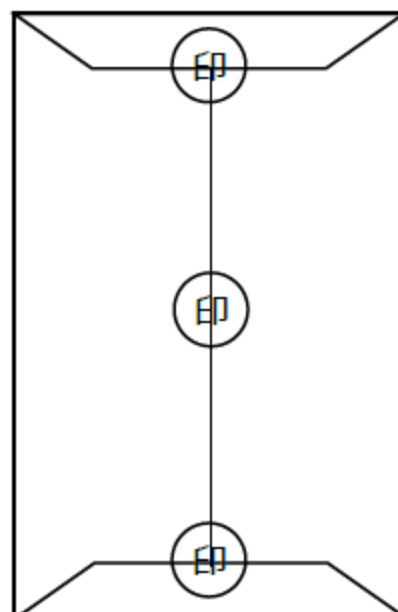
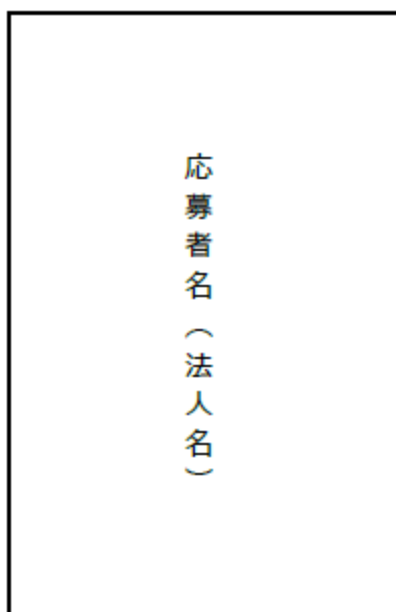
※金額は、最低売却価格以上で、算用数字を記入してください。

※本書は二重封筒（内封筒及び外封筒）に入れ、必ず糊付け・封印のうえ持参し、提出してください。
（裏面参照）

○内封筒について

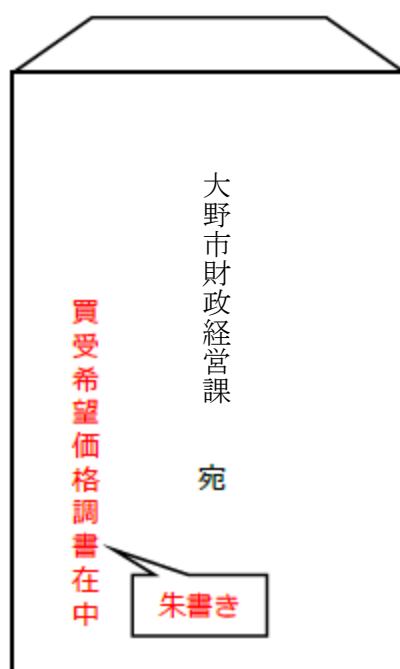
内封筒の表には必ず応募者名（法人名）を記載し、買受希望価格調書に使用した代表者印で封緘（糊付け・封印）してください。

記載例



○外封筒について

外封筒の表には、朱書きで「買受希望価格調書在中」と記載し、内封筒同様に封緘して提出してください。



辞 退 届

令和 年 月 日

大野市長 様

市有財産売却公募型プロポーザルへの参加を辞退します。

応募者 (応募代表者)	(法人名)
	(代表者) 印
	(所在地) 〒
共同応募者	(法人名)
	(代表者) 印
	(所在地) 〒
共同応募者	(法人名)
	(代表者) 印
	(所在地) 〒
共同応募者	(法人名)
	(代表者) 印
	(所在地) 〒

※代表者印は、印鑑証明と同じ印を押印してください。